

第 69 号	関西圏大学非常勤講師組合	2022年7月10日発行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>	
1. 阪大、10年雇止め人数を隠蔽、文科省も黙認、偽装請負の証拠隠滅	p. 1
2. 阪大問題学習会、ビラ配布、オンライン懇談会、学内学習会開催	p. 2
3. 全国の国立大学・研究機関で10年雇止め問題	p. 2~3
4. 大学財政問題組合学習会、開催	p. 3
5. 関西福祉科学大学裁判、結審へ	p. 3~4
6. 夏季カンパのお願い	p. 4

大阪大学、非常勤講師 10年雇い止め人数を隠蔽、文科省も黙認、偽装請負の証拠隠滅？

阪大非常勤講師 10年大量雇い止め問題は、偽装請負の証拠隠滅ではないでしょうか。

平成25年1月28日付の尾山理事名の各キャンパスの過半数代表への文書で、「改正労働契約法の解釈によっては、非常勤講師等として業務に従事した期間についても同法18条の適用を受け、通算契約期間に含まれる可能性を完全には否定できないとの判断から、無用の混乱が生じないように、契約期間に限定して、このような取扱いとしたものです。」とし、次に2014年から非常勤講師に「改正研究開発力強化法」の「労働契約法の特例」を適用しました。2014年2月27日「労働契約法の特例への対応について(案)」説明会@阪大箕面キャンパスで「有期職の契約締結可能上限年数一覧」の中に「原則 10年(要改正)、例外ナシ」として「非常勤講師、TA、RA」を挙げ、「労契法特例適用の場合の根拠」は「研究者又は技術者」としました。しかし、昨年6月4日の共産党宮本徹議員の阪大「準委任契約」非常勤講師の学校教育法違反の国会質問後に、9月6日付通知「教育の質保証」

で偽装請負を隠蔽します。これは非常勤講師が単独で担当する科目の履修者名簿に無関係な専任教員1名を登録し成績登録・シラバス入力可能にするもので、この隠蔽工作を文科省も黙認・加担しています。

昨年10月21日の阪大共同団交(大阪大学教職員組合・阪大箕面地区教職員組合・関西圏組合)で、水島理事は「準委任契約を締結していることが直ちに違法となるものではない」「『偽装請負』なる指摘には当たらない」と文書回答し、また非常勤講師への「労働契約法の特例」適用を否定しましたが、京大や神戸大学のように2013年から通算契約期間が5年を超える非常勤講師の5年無期転換を認めません。平成25年(2013年)から10年の2023年3月31日契約終了該当者は非常勤講師約1100人中外国語学部だけで70~80人ですが、5月17日国会提出の文科省「国立大学非正規教職員10年雇い止め数」データの「阪大126名」も非常勤講師雇い止め数を含まず、文科省も黙認しています。

(文責:新屋敷)

2月23日阪大問題組合学習会、5月3日・4日阪大いちょう祭ビラ配布、6月4日共産党「国立大学非正規教職員10年大量雇い止め」オンライン懇談会、6月28日阪大内学習会報告

阪大「準委任契約」非常勤講師の10年大量雇い止め問題と、2004年から2021年まで授業担当教員として成績評価を行ってきた学校教育法違反の偽装請負問題に関して、今年も様々な機会を通して報告を行いました。

まず、2月23日組合 Zoom 学習会で阪大非常勤講師10年雇い止め問題を報告しました。次に、5月3日・4日の阪大いちょう祭@豊中キャンパスで学祭帰りの学生や一般の人向けに阪大問題をわかりやすく説明したビラ配布を行いました。後でビラ画像をツイートした吹田キャンパス勤務の阪大非常勤講師の執行委員によると、リツイートといね！がそれぞれ2000を超えたとのことで

す。

更に、5月17日参議院内閣委員会で共産党田村議員が「労働契約法の特例」を理由とした国立大学非正規教職員10年大量雇い止め問題を取り上げましたが、この問題の共産党主催の6月4日オンライン懇談会では、文科省公表データの「阪大126名」には阪大非常勤講師10年雇い止め人数が含まれていない問題を報告しました。また6月28日に阪大内学習会を豊中キャンパスで行い、当日は組合員の中村弁護士や阪大教職員組合・関西圏組合からの報告があり、吹田・豊中・箕面キャンパス勤務の非常勤講師も参加しました。(文責：新屋敷)

2023年3月末の全国の大学非常勤講師・研究者の大量雇い止め問題

2023年3月末で非常勤講師や任期付き研究員の雇止めが予定されている大学や研究所は大阪大学だけではありません。

「東京新聞」5月28日の記事によれば労働契約法18条の「特例」の「科技イノベーション強化法」を適用していて、10年上限で雇止めになる国立大学の非常勤研究員は東京大学346人、東北大学236など全国で1672人にのぼります。大阪大学も126人となっていますが、これには非常勤講師は含まれていません。同大学は、非常勤講師に「科技イノベーション強

「科技イノベーション強化法」適用者で10年上限規程で雇い止めになる研究員数

1. 東京大学	346人
2. 東北大学	236人
3. 名古屋大学	206人
4. 大阪大学	126人
5. 信州大学	98人

(出所) 文科省「2022年度・国立大学法人・独法等の非常勤職員の状況・無期転換調査

化法」を適用していないため調査の対象外となっており非常勤講師を含めれば 200 人超が 10 年上限で雇止めになります。その他、国立研究開発法人の理化学研究所でも 10 年上限で雇止めになる任期付研究員は 296 人おり、このなかには研究チームのリーダーが含まれているため、約 20 のチームがなくなり、合計で約 600 人が雇止めになります。このような若い研究員大量の雇止めは日本の

科学技術の発展にとって大きな損失です。10 年無期転換逃れのための違法な大量雇止めは許されません。これに対して文科省は、「各大学・研究機関の自主的判断に任せる。」と無責任な対応をしています。文科省は大阪大学や理化学研究所に対してそれぞれ毎年 500 億円近くの巨額の「運営交付金」を交付しており、文科省の無責任な態度は許されません。
(文責・江尻)

大学の財政分析学習会、開催

大学との定期交渉で組合は、毎年賃上げを強く要求しています。しかし、10 年以上に渡って実現出来ていません。大学側の言い分は「組合側の意見はよくわかりますが、大学財政は現在、厳しくてご要望に応えられません。」と言い逃れしています。たしかに中小規模の大学には、そのようなところがありますが、その場合でもほんとうにどれほど厳しいか組合として知る必要があります。組合は交渉する前に大学財政を分析し大学の経営の実態を知らなければ大学に対抗することはできません。

このような問題意識をもって 5 月 29 日に定期交渉担当者である組合執行委員に参加してもらい『『本学はお金がありません!』という法人側発言をどう乗り越えるか?』というテーマで関西私大教連の中野書記長を迎えて Zoom で学習会を開催しました。中野書記長は財政分析をしっかりしていけば団体交渉が「空中戦」にならない、地に足をついた議論ができる、理事会による根拠のない財政危機論を打開し不誠実な交渉態度を改め

ることができる」と説明しました。

また、大学経営の財政分析では「事業収支報告書」と「貸借対照表」を使い分析すれば最新年度の経営分析ができ、さらに経年度の財務資料を使えば大学の経営が近年どのような状況にあるかも分析できると話しました。大学の「財務」資料は毎年必ず発表しなければならないので組合も簡単に入手することができ、そのなかの「事業活動収支報告書」と「事業報告書」を使えば収支状況の把握が可能であり、また「貸借対照表」などを使えば金融資産(運用資産)についても把握できると説明がありました。さらに「事業活動収支計算書」では「基本金組入前当年度収支差額」をみれば大学がその年度の赤字か黒字かがわかると説明がありました。中野書記長は具体的に大阪産業大学の財務資料を利用して具体的な解説をしました。今後、これらの材料を使って各大学の具体的な財務分析をして団体交渉に臨む必要があります。

(文責・江尻)

関西福祉科学大学雇い止め裁判、結審へ

関西福祉科学大学で 5 年無期転換直前になって雇止めされた A さんの裁判の第 7 回期日が 5 月 19 日に京都地裁で開かれました。

前日期日で裁判所から和解の勧めもありましたが、判決を出してほしいとの原告からの要望もあり、今後、証人尋問がおこなわれ 9

月以降に判決が出されることになりました。 (文責・江尻)

夏季カンパのお願い！！

関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

2年にわたるコロナ禍の授業も少し落ち着きを取り戻しほとんどが対面授業となりました。また、組合活動も「非常勤の声」を控室に配布できるようになり対面の活動も増えてきています。団体交渉もまだZoomの場合もありますが秋以降は対面での交渉が実施できるようになるかと思えます。

物価高の中、秋以降の定期交渉で今年度は是非とも賃上げを実現したいと考えています。今後の組合活動を支援するためのカンパをよろしくお願いします。

(振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために

今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約4割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費 1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に 組合員として加入します 賛助会員として加入します

氏名

氏名のフリガナ

住所 (—)

Tel

Fax

Email

専門分野

担当科目

非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1口 1000 円／年 (3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月、水(随時) 午後 メール：sodan@hijokin.org

